

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和29年岩手県規則第68号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 氏名又は法人の改称及び代表者の変更の場合は、それを証する書類を添付してください。</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 この届に係る衛生管理責任者又は作業衛生責任者が、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）附則第6条又は第7条に該当することにより配置される場合にあつては、4にはその旨を記載し、及び当該衛生管理責任者又は作業衛生責任者が平成9年4月1日以降において3年以上と畜場の衛生管理の業務又は獣畜のとさつ若しくは解体の業務に従事したことを証する書類を添付してください。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 <u>住所又は氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）</u>の変更の場合は、それを証する書類を添付してください。</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>[略]</p>
2	<p>様式第10号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p>別紙</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p>	<p>様式第10号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p>別紙</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 <u>牛にあつては、検査を受けようとする牛の月齢及び出生の年月日を年齢（不明のときは、推定年齢）欄に、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号を摘要欄に記載してください。</u></p>

<u>2</u> [略]	<u>3</u> [略]
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のと畜場法施行細則の規定により知事又は岩手県食肉衛生検査所長に提出されている申請書又は届書は、この規則による改正後のと畜場法施行細則の規定による申請書又は届書とみなす。